

法 史 学

(Legal History)

2 学期 火曜 7・8 時限前半

授業時間：75 分×10 回

単 位 数：1 単位

履修年次：1 年次

担当教員：井上琢也

研 究 室：

授業の到達目標：

法解釈学の基層にある「市民法」や「所有」等の概念の意味を的確に語れるようになり、西洋法の伝統を踏まえた、歴史的な説得力を持った法律文書を作成する力を獲得する。

授業概要：

皆さんが法解釈学の授業で学ぶことのほとんどは古代ローマを淵源として発展してきた「ヨーロッパ普通法学」の体系をベースとしている。この授業では、「普通法学」の基層にある基本概念が過去の各段階でもった意味を確認して、西洋法史によって育まれたそれらの概念が現代法と確かにつながっていることに気づいてもらうことをとりあえずの目標として設定する。この目標を実現するために今回は、「私」、「ポリツァイ」、「所有権移転」、「役権」等の概念を選んで検討対象とする。これらの概念が、過去の西洋社会、西洋法学において、どのように機能していたか検討することを通して、「西洋法」、「西洋法学」、「西洋社会」の底に流れる「精神」や「近代法学」が構築された「力学」を提示すると同時に、法解釈を行う際に不可欠な、「所有」と「占有」概念に関する確固たる理解を皆さんが獲得するための手助けをしたいと考えている。

授業に参加するにあたって西洋史に関する専門的知識は必要ではないが、事前に配布する講義資料をあらかじめ熟読して授業に毎回臨むことが必要となる。

評価方法：

筆記試験のみで評価する。試験内容は、講義で検討した基本概念を十分な歴史感覚を備えて的確に使用できるかを問う論文試験とする。

教科書：

参考文献等に依拠して担当者が作成する講義資料を各回配布する。

参考書：

勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004

村上淳一『近代法の形成』岩波書店、2004

ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房、2008

ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ債権法講義』大学教育出版、2001

木庭顕『ローマ法案内』羽鳥書店、2010

授業計画：

第1回 「私」と「市民」(1)

授業を始めるに当たってまず、近代以前のヨーロッパにおいて、「私」と「市民」という概念が政治・社会構造とリンクしてどのように語られていたかを確認しておきたい。昨今注目を浴びている「公共」概念との関係を意識しながら、二つの概念に関わる数々の「常識」を批判したい。

第2回 「私」と「市民」(2)

村上淳氏や成瀬治氏の業績に依拠しながら、ヨーロッパ近代が「私」と「市民」という概念の何を変え、何を変えなかったのかを分析する。「市民社会」論等の、なお語り尽くされてはいない議論をおさらいして「市民法」の攻略拠点を確保するのが今回の目標となる。

第3回 「ポリツァイ」と「家族法」(1)

現代においてはPolizeiという単語は「警察」と訳され「家族法」は私法の一領域として教えられるのだが、近代以前においては両概念はより包括的な意味をもって機能していた。松本尚子氏や石部雅亮氏の業績に従って両概念の分析を行い、「私法」自体の意味も再検討してみたい。

第4回 「ポリツァイ」と「家族法」(2)

19世紀に入って、「ポリツァイ」は公法学に、「家族法」は民法学に収斂していくことになるのだが、このプロセスの分析を通して、公法学と私法学の「分離と越境」に支えられて実現した「近代法学」の成立という事象の持つ意味を問い直してみたい。

第5回 「所有」(1)

皆さんが授業で学ぶ「所有権」概念は1500年くらい前に固まった若い概念である。古代ローマの「所有権」概念、中世の「ゲヴェーレ」概念等に言及しながら中世の「所有」と暴力との関係を検討し、ヨーロッパの伝統的な「所有」概念の特性を暴いてみたい。

第6回 「所有」(2)

18世紀以降のヨーロッパにおいて「所有」概念の巧妙な組み替えが試みられるが、伝統的「所有」概念の残映は19世紀の法典編纂をなお覆うことになる。「ゲルマン的所有権」論等にも言及しながら、近代「所有権」概念の反省的検討を行ってみたい。

第7回 「所有権移転」(1)

まず、握取行為や引渡に代表される、古代ローマ法における「所有権」の取得様式について説明を行った上で、古代ローマの「所有権移転」論と近代ドイツやフランスにおける「所有権移転」論との異同をサヴィニーの「物権契約」論等を通して検討してみたい。

第8回 「所有権移転」(2)

自分の物を取り戻す際に「不当利得」という制度を利用することがあるが、この制度の源は古

代ローマの「コンディクティオ」にある。「原因」論や「非債弁済」論等「コンディクティオ」を巡る厄介な議論から見えてくるものを用いて、「所有権移転」のしくみを再度整理してみたい。

第9回 「物権」(1)

自分の土地への妨害行為に対抗する根拠として、古代ローマ法においては「役権」がしばしば持ち出されたのだが、近代ドイツにおいてこの思考法は批判にさらされた。いわゆる「ネガトリア訴権」をめぐる議論の系譜を紹介しながら、「物権」のもつ力の意味について考えてみたい。

第10回 「物権」(2)

古代ローマ法学においても、現代法学においても、「占有」は critical な概念である。この難解な概念をめぐる、19世紀ドイツにおいてサヴィニーやガンズといった法学者が繰り広げた議論を紹介しながら、古代と現代の「物権」論の架橋を試みてみたい。